

【台湾】性的侵害犯罪防止法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 性加害の防止・通報体制を強化し、被害者へのサポートを強化する一方、加害者の処遇を明確にするため、2023年1月、性的侵害犯罪防止法が改正された。

1 背景と経緯

台湾の性的侵害犯罪防止法¹は、性的侵害²に係る犯罪を防止する体制、関係機関の義務、司法における被害者保護措置等を規定する法律として、1996年に制定された。韓国の性加害事件³の摘発を契機に、台湾ではデジタルデータを含む「性的画像」の制作、拡散等に関する罪⁴を新設する刑法改正⁵の関係法の一つとして、立法委員による本法改正案16件が、2020年10月から2022年12月までに立法院に提出された。また、受刑後の性犯罪加害者への強制治療に関して2020年12月に出された大法官解釈⁶を受け、本法の関連条文を改正する政府法案が、2022年3月、行政院から立法院に提出された。これらの内容に基づいて、本法を全部改正する法案が2023年1月30日に可決されて改正性的侵害犯罪防止法が制定、同年2月15日に公布、同日にほとんどの条文が施行され、残る条文も同年8月15日に施行された⁷。

2 改正法の概要

(1) 章構成

全6章56か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：防止及び通報（第8条～第13条）、第3章：被害者の保護（第14条～第28条）、第4章：加害者の処遇（第29条～第43条）、第5章：罰則（第44条～第50条）、第6章：附則（第51条～第56条）。以下、主な改正内容を紹介する。

(2) 総則（第1章）

中央の主管機関（衛生福利部（部は日本の省に相当））の業務として、性的侵害被害者の事

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年10月10日である。

¹ 「性侵害犯罪防治法」全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0080079>>

² 本法第1条で、刑法（「中華民國刑法」全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0000001>>）第221条～第229条（性的自主侵害罪）等に規定される、本人の意思に反した形での性交・わいせつ行為等を行うことを指すと定義される。

³ 韓国で2018年から2020年までの間に、Telegram等のSNS上において、性的な内容の動画撮影の強要、動画の不特定多数への拡散等の性加害が行われた事件。「n番部屋事件」等と通称される。

⁴ 性的画像（中国語原文は「性影像」）は、刑法第10条で、①性交、②性器又は客観的に性欲若しくは羞恥を起させる身体部位、③身体又は器具を前項の身体部位に接触させ、客観的に性欲又は羞恥を起させる行為、④その他性に関連し、客観的に性欲又は羞恥を起させる行為のいずれかの内容を有する画像又は電磁的記録と規定される。また、刑法に第28章の1「性的プライバシー侵害及び虚偽性的画像の罪」が設けられ、本人の同意のない性的画像撮影（第319条の1）、暴力、脅迫等による性的画像撮影（第319条の2）、性的画像を他者に閲覧させるための複製、送信等（第319条の3）などに係る罰則が規定された。

⁵ 2023年2月8日公布・施行。第91条の1は同年7月1日施行（總統令華總一義字第11200007241号）。

⁶ 司法院（最高司法機関）の大法官が憲法法廷で行う憲法解釈。本解釈では、改正前の本法で強制治療の期間が示されていない点、加害者に意見陳述の機会が保障されない点等が違憲とされた。「釋字第799號解釋」（院台大二字第1090038112號）憲法法庭 <<https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=100&id=310980>> 2020年12月31日公布。

⁷ 「性侵害犯罪防治法—完成三讀—」『立法院公報』第112卷第19期中冊，2023.2.8，pp.74-92。 <https://ppg.ly.gov.tw/ppg/PublicationBulletinDetail/download/communique1/final/pdf/112/19/LCIDC01_1121902_00003.pdf>

案、加害者に対する治療・教育等に係るデータ作成等が追加され、業務内容の詳細は別途規則で定めることが規定された。また、主管機関が有識者等を招へいして行う諮問会議の構成員の性別比が変更された⁸（第5条）。地方の主管機関（地方政府）は、性的侵害防止センター⁹を設置して関係業務を行うとする従来規定に加え、その業務内容として、加害者の視察等が追加された（第6条）。また、本法の関係規定は、刑法に定める性的画像の制作、拡散、偽造の罪等を犯した者に対しても適用される（第7条）とする条文が追加された。

（3）防止及び通報（第2章）

小学校から高校までの学校で、性的侵害防止教育の授業を実施するという従来規定に加え、幼稚園においても性的侵害防止に係る教育を行うことが新たに規定された（第9条）。そのほか、インターネット事業者が性的侵害犯罪又はその疑いのある状況を知った場合は、関係ウェブサイトの削除等の措置を講じるべきこと、関係ウェブサイトのデータ、容疑者の利用記録等は180日間保存し、司法・警察に提供すべきこと（第13条）等の条文が追加された。

（4）被害者の保護（第3章）

被害者が児童又は知的障害者の場合、裁判官等の許可の下、専門員¹⁰が裁判等に同席し、尋問等を補助すべきとする従来規定に加え、専門員が被害者の意思疎通能力を事前に評価すべきこと、必要があれば専門員が直接尋問できること、専門員による評価及び尋問の全過程を録画すべきことが新たに規定された（第19条）。また、専門員による尋問補助は、刑事訴訟法の規定を適用し、専門員の要件等は別に定めること（第20条）、犯罪の被告人等が知的障害者の場合も、必要があれば本法第19条の規定を適用できること（第22条）等の条文が追加された。

（5）加害者の処遇（第4章）

国際的な性的侵害犯罪に対しては、法律や条約等に基づき、関係主管機関は、加害者の個人データを提供できる（第30条）、起訴猶予が確定し、心身の治療や教育を受けている加害者は、身分、仕事等の状況を定期的に検察機関に報告しなければならない（第42条）等の条文が追加されたほか、治療等を受けてもなお再犯のおそれがある者に対し、矯正機関が検察官を通じ裁判所に申請する強制治療¹¹に関して、次の規定が追加された。強制治療の執行期間は5年以下であるが、効果が見られず強制治療を継続する必要がある場合は、検察官又は地方の主管機関が、裁判所に延長を申請することができる。初回の延長期間は3年以下、2回目以降の延長は1年以下とする（第38条）。申請を受けた裁判所は、期日を指定して加害者を召喚しなければならない。指定の日に、申請者は意見を陳述することができる。裁判所は、加害者、弁護士等に意見陳述の機会を与えなければならない（第40条）。

（6）罰則（第5章）

通報者、被害者の個人情報の漏えいに対する処罰（第45条、第47条）、第13条のインターネット事業者の義務不履行に対する処罰（第46条）等が追加された。

⁸ 第5条では、学者・専門家、民間団体及び関係機関の代表者から成り、学者・専門家及び民間団体の代表については、男女どちらの人数も、全体の5分の2（改正前は3分の1）を下回ってはならないと規定された。

⁹ 性的侵害の通報受付、被害者に対する治療、法律相談の支援、加害者に対する治療、補導等を担当する。2023年の改正では、家庭暴力防止センターと併設できること等も追加された。

¹⁰ 中国語原文は「専門人士」。本法第2条で、学識、技術、経験等により児童又は知的障害者の性的侵害事件について尋問を補助する専門能力を有する者と新たに定義された。

¹¹ 刑法第91条の1では、第221条～第229条の強制性交、強制わいせつ等の罪を犯し、受刑後も再犯のおそれがあると認められる者等に対し、相応の施設において行うことと規定されている。